

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(五八)
- 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(五九)
- 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令(六〇)

〔省 令〕

- 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(文部科学五)

〔告 示〕

- 政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件(総務八〇)
- 衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件(同八二)

- 衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件(同八二)
- 衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件(中央選挙管理会六)
- 除籍が滅失した件(法務六四)
- 除籍の一部が滅失した件(同六五)
- 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件(同六六)

- 地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要な文化的景観の形成に重要な家屋を追加して定める件(文部科学三三)
- 地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要な文化的景観の形成に重要な家屋を追加して定める件(同三四)
- 地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要な文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件(同三五、三六)

- 地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要な文化的景観の形成に重要な家屋を追加して定める件の一部を改正する件(同三七)
- 天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件(文化庁五)
- 保安林の指定施業要件を変更する件(農林水産五六七、五八一)
- 保安施設地区の指定をする件(同五八二、五八三)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通一九四)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(同一九五)

- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(関東地方整備局一一五)
- 道路に関する件(同一一六、一一八)
- 都市計画に関する件(九州地方整備局三九)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示(九州地方整備局) 北海道開発局公示(北海道開発局)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、社会保険労務士懲戒処分、農業協同組合法第六十四条の二第二項の届出関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

本号で公布された 法令のあらまし

法令のあらまし

- ◇特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(政令第五八号)(国土交通省)
 - 1 特定損害保険契約の保険金額の下限を、一三億九、〇〇〇万円に改めることとした。(第一条関係)
 - 2 特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、一兆二、三三五億一、二四五万九、〇〇〇円に改めることとした。(第二条関係)
 - 3 特定保険者交付金交付契約の納付金の金額を、二、〇〇〇万円に改めることとした。(第三条関係)
 - 4 この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。
- ◇医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第五九号)(内閣府)

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律(令和五年法律第三五号)の施行期日は、令和六年四月一日とする。こととした。
- ◇医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第六〇号)(内閣府)
 - 1 題名(題名関係)
政令の題名を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び匿名加工医療情報に関する法律施行令」とすることとした。
 - 2 匿名加工医療情報データベース等(第四条関係)
匿名加工医療情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであるとして政令で定めるものは、これに含まれる匿名加工医療情報を一定の規則に従って整理すること

等については、生育環境が改変されることから、移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が3か所、名勝が1か所存在するが、周知の埋蔵文化財包蔵地については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。名勝についても、今後、文化庁長官と協議の上、必要に応じて適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を新たに建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、松浦市区間、佐世保市区間及び北松浦郡佐々町区間のいずれの区間も、平成25年7月30日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、長崎県内外の各都市を結び広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図る

とともに、現道のうち一般国道204号の区間は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる西九州自動車道建設推進協議会等より、高速走行の定時性の確保の観点などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用として、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長崎県佐世保市役所

第6 収用又は使用の手續が保留される起業地

長崎県佐世保市江迎町根引、江迎町栗越、江迎町奥川内、江迎町中尾及び江迎町北平地内

〇起業地の縦覧地長崎県佐世保市役所
〒852-8522 佐世保市役所 建設課 建設課
〒852-8522 佐世保市役所 建設課 建設課
〒852-8522 佐世保市役所 建設課 建設課
〒852-8522 佐世保市役所 建設課 建設課

第1 起業者の名称 長野県
第2 事業の種類 一般河川(信濃川水系松川幹川東とや砂防堰堤工事(長野県上高井郡高山村大字奥山田字東とや地内)

〇起業地の縦覧地長崎県佐世保市役所
〒852-8522 佐世保市役所 建設課 建設課
〒852-8522 佐世保市役所 建設課 建設課
〒852-8522 佐世保市役所 建設課 建設課
〒852-8522 佐世保市役所 建設課 建設課

3 起業地
1 収用の部分 長野県上高井郡高山村大字奥山田字東とや地内
2 使用の部分 なし
3 事業の認定をした理由
4 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、長野県上高井郡高山村大字奥山田字中島、宇宮村及び宇東とや地内の延長852.0mの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする一級河川(信濃川水系松川幹川東とや砂防堰堤工事(以下「本件事業」という。))のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第3条第3号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性
起業者である長野県は、既に本件事業を開始していること、起業地は砂防法第2条の規定により平成28年5月20日付け国土交通省告示第764号において砂防設備を要する土地に指定されていること、同法第5条の規定により長野県知事は砂防設備の工事を施行する義務を有するとされていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性
(1) 得られる公共の利益
一般河川(信濃川水系松川幹川東とや(以下「本溪流」という。))は、長野県上高井郡高山村大字奥山田字東とや地内に位置する流域面積0.10km²、流路延長0.55kmの小溪流であり、下流の水路を経て一般河川(松川の右岸)へ合流している。

本溪流は、下流域において15°から30°の一般斜面及び沖積堆積・押し出し地形を、上流域においては30°以上の急斜面及び地すべり地形・崩壊地形を形成し、溪床部に未固結の堆積物が多く存在していることから、本溪流は豪雨時には不安定な土砂や立木が土石流となって流出する危険性が非常に高い状態にあり、平成19年3月15日には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。また、下流部には、人家、耕地、公共施設、道路が存在し、これらに被害を及ぼすことが危惧されていることから土砂災害危険渓流に位置づけられている。

本件事業は、このような状況に対処するため、100年超過確率日雨量の豪雨時に、本溪流において発生すると予測される計画流出量6,560m³の土石流を捕捉及び抑制することを目的として、本溪流に砂防堰堤2基を設置する事業であり、本件事業の完成により、本溪流の下流部に存する住民の生命、財産及び公共施設の保全に寄与すると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業等が生活環境に与える影響については、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成31年3月から令和元年12月にかけて環境影響評価法等に準じて任意で、堰堤建設に伴う水質、水象の影響を調査しており、その結果によると、仮排水を実施することによって影響が最小限になることから環境への影響が緩和されると評価されており、起業者は本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法(昭和25年法律第214号)における国指定特別天然記念物であるニホンカモシカ、環境省レッドリストに絶滅危惧II類として掲載されているサンバ、トゲアリ、準絶滅危惧として掲載されているハチクテ、アカハライモリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、

長野県版レトリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているコジジロコ、準絶滅危惧として掲載されているフクジュソウ、マンランがそれぞれ確認されているが、専門家に意見を聴取したところ、本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺と同様の生息・生育環境が広く残されることなどから影響は軽微であるとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、適切な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事の実施にあたり遺構等が確認された場合には、高山村教育委員会と協議を行い、必要な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、豪雨時等に発生が予測される土石流災害に対処し、保全対象地域の上部に砂防堰堤を設置し、土石流を捕捉・抑制すること、本溪流の下流部に存する住民の生命、財産及び公共施設の保全を図ることを目的として、砂防法による砂防設備を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、国土交通省河川砂防技術基準（平成16年国土交通省河川局策定）等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業における砂防堰堤の建設位置については、中間位置案（申請案）を含む3案について検討が行われており、申請案は、現況地形の改変面積が最も小さいこと、上流を合わせた堰堤規模が最も小さいことから最も施工性に優れかつ最も安価に施工できることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。砂防堰堤の構造については、申請案を含めた4案を検討し、堰体断面が小さく掘削影響範囲が小さいことから地下水への影響が少ないこと、施設規模が最も小さく整備基盤も少ないことから最も施工性に優れかつ最も安価に施工で

きることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。砂防堰堤の規模については、上述の建設位置及び構造をもとに地質調査の結果をふまえて決定されている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、豪雨時には不安定な土砂や立木が土石流となって流出する危険性が非常に高い状態にある本溪流において、土石流を捕捉及び抑制し、下流部に存する住民の生命、財産及び公共施設を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、高山村長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

法第26条の2第2項の規定による図面の続覧場所 長野県上高井郡高山村役場

○関東地方整備局告示第百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十一日

供用開始の期日 令和六年三月二十一日

○関東地方整備局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十一日

○関東地方整備局告示第百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十一日

区	変更前	敷地の幅員	延長	備考
日野市大字川辺堀之内三五六番	前	二・〇〇〇	四四・二	メートル 上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二・〇〇〇	四四・二	
日野市大字大和田町三丁目一〇六四番一まで	前	二・〇〇〇	五八・五	メートル 上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二・〇〇〇	五八・五	

図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和六年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十一日

図面縦覧場所

路線名 供用開始の区間

二十号 日野市豊田二丁目三番二から同市東平山二丁目一番三

八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

○九州地方整備局告示第三十九号

供用開始の期日 令和六年三月二十一日

九州地方整備局長 藤巻 浩之

施行者の名称 大分県

都市計画事業の種類及び名称 平成二十七年九州地方整備局告示第四十五号大分都市計画道路事業三・四・十九号古国府木ノ上線

事業施行期間 自平成二十七年三月十六日至令和十一年三月三十一日

事業種別

収用の区分 変更なし

使用の区分 なし

九州地方整備局長 森戸 義貴